

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」は、平成25年3月末で期限が到来しましたが、引き続き同様の基準で開示します。

○貸付の条件の変更等の申込みをうけた貸付債権の実施状況
(債務者が中小企業者である場合)

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	84	86	87	89	89	89	89	89	91	91	92	92	96	99	103
うち、実行に係る貸付債権の数	82	82	84	87	87	87	87	87	89	89	90	90	94	97	101
うち、謝絶に係る貸付債権の数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○貸付の条件の変更等の申込みをうけた貸付債権の実施状況
(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	19	20	20	21	23	25	26	26	27	27	27	27	29	30	32
うち、実行に係る貸付債権の数	18	19	19	20	22	23	24	24	24	25	25	25	27	27	30
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
うち、審査中の貸付債権の数	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※平成29年10月より開示の方法が半期から年次(3月末基準)に変更となりました。